

総務教育常任委員会資料

(令和4年9月20日)

[件名]

ページ

- 全国知事会等の活動状況について

【総合統括課】…2

令和新時代創造本部

全国知事会等の活動状況について

令和4年9月20日
総合統括課

オミクロン株 BA.5 系統等による過去最大の感染拡大による現場負担の飽和状態を踏まえ、本来実施すべき感染者に対する医療・保健サービスの提供等を展開できるよう、現場で講じるべき感染対策や支援、事務負担の少ない仕組みへの変更等を政府に求め、全数把握見直し等政府の新たな新型コロナ対策公表につながった。

また、新たに立ち上げた全国知事会「くらしの安心確立調整本部」会合において、今般の物価高騰等に対応する対策を国に求め、地方創生臨時交付金増額などの物価高対策や来月にも経済対策を策定する旨が示された。

さらに、関西広域連合において、構成府県民に新型コロナウイルス感染対策の徹底を呼びかけるとともに、関西広域連合議会において、新型コロナウイルス対策に関する一般質問等が行われた。

1 新型コロナウイルス感染症対策関係

(1) 全国知事会の動き

○新型コロナウイルス感染症に関する国との意見交換会

- ・日時等 令和4年8月16日（火）15：00～15：30 加藤厚労大臣
令和4年8月19日（金）17：40～17：55 松野官房長官
令和4年8月24日（水）17：10～17：30 山際コロナ担当大臣
- ・出席者 平井知事、福島県知事ほか
- ・内 容 感染者の全数把握に代わる事務負担の少ない仕組みの導入等、今後の新型コロナ感染症対策における喫緊の論点・課題に関する意見交換を実施した。

○全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部 役員会議

- ・日 時 令和4年8月23日（火）9：00～9：30
- ・出席者 平井知事、福島県知事、京都府知事、神奈川県知事、高知県知事、福井県知事
- ・内 容 全数把握の見直し、高齢者やハイリスク者の重症化を防ぐための感染抑制対策等に関する緊急声明を取りまとめた。【「現下の爆発的感染拡大に対応するための緊急声明」参照】

○全数把握の見直しに向けた関係県知事会議

- ・日 時 令和4年8月30日（火）9：30～9：50
- ・出席者 平井知事、宮城県知事、茨城県知事、佐賀県知事
- ・内 容 見直しを先行実施する4県知事により、発生届の対象外となる者の療養証明の取扱い等要請文を取りまとめた。【「全数調査運用改善に伴う療養証明書の取扱いについて」参照】

○第38回全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部 会議

- ・日 時 令和4年9月1日（木）14：25～17：45
- ・出席者 平井知事ほか各都道府県知事等
- ・内 容 各知事より、全数把握の見直しの検討状況及び見直しに係る課題、オミクロン株対応ワクチン接種等に関する多くの意見が出され、国への提言及び国民へのメッセージを取りまとめた。
【「BA.5 系統等による感染拡大の早期抑制に向けた緊急提言」「BA.5 による感染拡大の早期抑制に向けて基本的な感染対策の徹底をお願いします！」参照】

○オミクロン株対応ワクチンに関する都道府県知事等との意見交換会

- ・日 時 令和4年9月8日（木）17：30～18：30
- ・出席者 平井知事、高知県知事
- ・内 容 厚生科学審議会におけるオミクロン株対応ワクチンについての議論を踏まえ、伊佐厚労副大臣による知事会への方針説明等が行われた。

(2) 政府分科会への出席

○基本的対処方針分科会

- ・日 時 令和4年9月8日（木）13：00～15：00
- ・出席者 尾身会長ほか学識経験者、政府関係者、平井知事等
- ・内 容 With コロナに向けた新たな段階への移行により、感染対策と社会経済活動の両立を図るため、全数届出の見直し、陽性者の療養期間の見直し等について議論を行った。

2 その他の全国知事会関係

(1) 全国知事会各種本部・委員会への出席等

○くらしの安心確立調整本部会合 会合及び要請活動

《会合》・日 時 令和4年8月18日（木）14：15～15：00

- ・出席者 平井知事、岡山県知事、岩手県知事、京都府知事、沖縄県知事
※オブザーバーで鈴木英敬内閣府大臣政務官が出席

- ・内 容 エネルギー、資材高騰等に悩む各産業や国民への支援等、国への提言を取りまとめた。【「くらしの安心確立に向けた提言」参照】

《要請活動》・日 ち 令和4年8月19日（金）

- ・出席者 平井知事、岡山県知事
- ・内 容 木原内閣官房副長官、和田内閣府担当副大臣、藤丸内閣府担当副大臣、寺田総務大臣、萩生田自民党政調会長及び竹内公明党政調会長へ要請した。

○参議院選挙における合区解消に向けた要請活動

- ・日 ち 令和4年9月1日（木）、2日（金）

- ・出席者 平井知事、岡山県知事、高知県知事、島根県副知事、徳島県副知事
※一部代理出席含む

- ・内 容 「参議院選挙における合区の解消に関する決議」に基づき、尾辻参議院議長、石井参議院憲法審査会長、細田衆議院議長、森衆議院憲法審査会長及び各党へ要請した。

○小倉将信大臣等と全国知事会の会談

- ・日 ち 令和4年9月9日（金）

- ・出席者 小倉将信子ども政策担当大臣、和田義明副大臣、自見はなこ政務官、平井知事、滋賀県知事ほか

- ・内 容 「こども家庭庁」の来年4月設置に向け、その準備段階から地方3団体との協議の場を設置することなどについて要請するとともに意見交換を実施した。

(2) その他

○日本遺族会創立75周年記念式典

- ・日 ち 令和4年9月12日（月）

- ・出席者 天皇皇后両陛下、岸田文雄内閣総理大臣、細田博之衆議院議長、尾辻秀久参議院議長、平井知事ほか

- ・内 容 昭和22年11月の「日本遺族厚生連盟」結成以来、今年で75周年を迎える「一般財団法人日本遺族会」の記念式典へ来賓として出席し、祝辞を述べた。

3 各府県との連携

○第145回関西広域連合委員会

- ・日 時：令和4年8月25日（木）11：45～12：20（場所：大阪府立国際会議場）

- ・出席者：亀井副知事、和歌山県知事、京都府知事、滋賀県知事、兵庫県知事、大阪府副知事、奈良県副知事、徳島県副知事、京都市副市長、大阪市副市長、堺市副市長、神戸市副市長 他

- ・概 要：新型コロナウイルス感染症への各構成府県市の対応状況等について情報共有を行うとともに、府県民に感染対策の徹底を呼びかけた。【「関西 第7波を拡大させない徹底宣言」参照】

○関西広域連合議会8月定例会

- ・日 時：令和4年8月25日（木）13：00～18：20（場所：大阪府立国際会議場）

- ・出席者：亀井副知事、和歌山県知事、京都府知事、滋賀県知事、兵庫県知事、大阪府副知事、奈良県副知事、徳島県副知事、京都市副市長、大阪市副市長、堺市副市長、神戸市副市長 他

- ・概 要：①議案

- ・令和4年度一般会計補正予算、令和3年度一般会計歳入歳出決算認定
- ・大阪・関西万博 関西パビリオン整備事業設計・施工業務の工事請負契約締結

- ②一般質問

本県選出の島谷議員が、「新型コロナウイルス感染症の位置づけ」及び「国民への感染予防行動の呼びかけや自治体への財政支援」について、それぞれ勝野徳島県副知事及び齋藤兵庫県知事に質問を行った。

現下の爆発的感染拡大に対応するための緊急声明

B A. 5による新規感染者数の爆発的増加と高止まりの持続により、現場の負担は飽和状態が続いている。地域によっては医療・保健の逼迫等が起きるなど、その影響は深刻化の一途をたどっている状況にあり、未だ好転の材料も見られない。医療・保健の現場では、感染者の発生届の作成・入力・提出等の事務処理や入院勧告に係る全案件を協議会に諮る手続等に膨大な人的リソースとエネルギーを割かれており、本来の医療・保健サービスの提供に支障が生じていることから、現行制度の枠組みに縛られるのではなく、B A. 5に的確に立ち向かうことのできる体制を早急に再構築することが急務である。

政府におかれましては、こうした現場の状況を直視し、現下の感染状況においても医療・保健が国民・住民の生命・健康や生活を守るために本来の機能を発揮できるよう、以下の諸点に即刻ご対応いただくことを強く求める。

- 感染者の発生届については、例えば対象範囲を高齢者やハイリスク者に限ることや定点把握を導入すること、協議会の運用を見直すこと等を含め、現在の感染症法上、現場に強制されている感染者の全数把握に代わる現実的な手法に早急に改めること。

届出の対象外となる者が取り残されることのないよう、これらの者に対する必要な検査・診療、治療・投薬、健康管理・相談等についても、政府として現場と一体となって体制を確保すること。

新型コロナウイルス感染症の治療薬や解熱鎮痛剤その他の治療に必要な薬剤については、政府として責任をもって確保・供給すること。

地域の医療・保健提供体制や感染状況に応じ、届出の対象範囲の柔軟な設定、情報システムの活用等による広範囲の感染者情報の把握・管理、医療・保健を総動員した健康フォローアップ体制の構築等を含め、地域ごとに最適な対策を選択できるよう、現場と早急に協議した上で速やかに具体的な実行に移ること。

- B A. 5においては高齢者施設や医療機関等で感染拡大事例が生じていることから、高齢者やハイリスク者の重症化を防ぐため、専門家による科学的知見を踏まえ、クラスター場面等に対応した具体的な感染抑制対策を早急に現場に示すこと。
- 今後もB A. 5と同等以上の感染の波が繰り返される可能性を想定し、ワクチン接種を一層積極的に推進すること。オミクロン株に対応したワクチンについても、早急に接種対象者や接種間隔等を決定するとともに、ファイザー社ワクチンの確保など、必要なワクチンを確実に確保・供給し、速やかに現場と一体となった接種体制確保に取り組むこと。加えて、現在実施しているワクチン接種の「接種控え」が起きないよう、国として接種促進に向けた広報を十分に行うこと。

令和4年8月23日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長・全国知事会会長	鳥取県知事	平井伸治
本部長代行・副本部長	福島県知事	内堀雅雄
副本部長	京都府知事	西脇隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩祐治
ワクチンチームリーダー	高知県知事	濱田省司
幹事長	福井県知事	杉本達治

全数調査運用改善に伴う療養証明書の取扱いについて

全国各地でB A. 5による新規感染者数の爆発的増加と高止まりが続く中、政府におかれては、ひつ迫する医療・保健の現場負担に配慮した全数調査運用改善などを含む新たなコロナ対策の方向性を発表された。

我々、宮城県、茨城県、鳥取県及び佐賀県の感染対策の最前線に立つ知事としては、B A. 5の特性に応じ陽性者の安心を確保しつつ限りある医療・保健リソースを命や健康を守るために本来業務に充てる「新たなシステムへの移行」に向けて、他地域のモデルとなる効果的かつ効率的な取組を展開するため力を尽くす決意である。

一方、制度開始直前の施行日変更により、関係機関との調整に大きな混乱を來した地域もあることから、今後の運用に当たっては事前に十分な説明をいただきたい。

また、発生届の対象外となる者についての療養証明のあり方や取扱いが未だ定まっていないとの課題があり、新制度に参加することを検討中の地域を含め、混乱が生じつつある。政府におかれては、療養証明のあり方について、簡素な療養証明書その他現行方式に代わる保険金請求の新たな運用等、移行前に方向性を決定の上、医療機関や保健所、都道府県に新たな負担が生じない方式を提示していただきたい。

政府におかれては、今後の新型コロナ対策のスケジュールを明確にするとともに、新たな道筋をつけるための現場の実践に対し、引き続き、力強い後押しをいただけるよう強く求める。

令和4年8月30日

宮城県知事	村井 嘉浩
茨城県知事	大井川和彦
鳥取県知事	平井 伸治
佐賀県知事	山口 祥義

BA. 5 系統等による感染拡大の早期抑制に向けた緊急提言

新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株 BA. 2 系統から BA. 5 系統等の新たな変異株に置き換わり、全国的に過去最大の感染拡大が続いている中、更なる感染拡大を抑制しながら、社会経済活動との両立を図っていくため、現行制度の枠組みに縛られるのではなく、BA. 5 系統等に的確に立ち向かうことのできる体制を早急に再構築することが急務である。

こうした中、政府は、現下の感染状況に対する対策強化として、地方自治体の判断による発生届の対象範囲の限定や検査キットの OTC 化、高齢者施設における療養体制の支援等を行うとともに、療養の考え方の転換、全国ベースでの全数届出の見直し、陽性者の隔離期間の短縮等については、感染状況の推移をしっかり見た上で、できるだけ速やかに示すとしている。

全国知事会は、国民の生命と健康を守るため、引き続き、国、市区町村、関係団体と一緒に感染拡大防止に全力で取り組むとともに、社会経済活動との両立を実現する社会づくりを推進していく決意である。政府におかれでは、以下を始めとする地方の意見を反映しながら、BA. 5 系統等による感染拡大防止に総力を挙げて取り組むとともに、医療・保健の現場の実情に沿った真に実効性のある感染症対策を強力に進めさせていただくよう強く求める。

1. 感染拡大防止等について

(1) 全数把握をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策の抜本的見直し

過去最大の爆発的な感染拡大を見せる現下の状況において、それぞれの現場が実効性ある感染対策を講じられるよう、BA. 5 系統等の新たな変異株の特性など様々な要因を踏まえ、政府において検討中のウィズコロナの新たな経済社会に向けた対応について、全国ベースでの全数把握や療養体制の見直しはもちろんのこと、ワクチン接種戦略、水際対策の緩和など、都道府県と事前によく相談した上で、時間軸を含め、全体像を早急に示すこと。

その上で、必要時に適切な投薬が可能な環境や国負担による無料検査体制の確実な確保を図りつつ、医療・予防接種に係る公費負担の在り方の細やかな検討を含め、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いの見直しを進め、そのロードマップを早急に示すこと。

とりわけ、感染者の全数把握について、全国一律での見直しを行うに当たっては、治療を必要とする全ての陽性者が、速やかに受診できる体制を確保すること

が大前提であること、全数把握には一定期間の療養や自宅待機により感染を制御する目的があることを踏まえつつ、見直しのスケジュール等を事前に明示し、医療機関や保健所、都道府県に新たな負担を生じさせないよう十分に配慮した上で、新型コロナウィルス感染症等情報把握・管理システム(HER-SYS)の改修や届出の対象外となる者に対する検査や治療、相談対応などの健康フォローアップ体制の構築、更なる感染拡大を抑止するための行動抑制の呼び掛けや発生届の有無による就業制限の取扱い、自宅療養者に対する物資支給の在り方、感染動向の把握方法の変更などについて、地方の現場と十分に協議し、様々な課題に対する具体的な対応策を併せて示すとともに、必要な財政措置を講じること。

併せて、現在政府で検討されている感染者の外出容認については、感染拡大のリスクが高まることを踏まえ、慎重に判断すること。

(2) 感染抑制・社会経済活動の両立を図るための BA.5 系統等の特性等を踏まえた具体的対応方針の提示等

爆発的な感染拡大を見せる BA.5 系統等に対し、現在の基本的対処方針では的確な対応が困難であることから、海外の知見を踏まえ、感染力や症状、重症化リスクなど、BA.5 系統等の特徴を早急に分析するとともに、その特性に応じた感染抑制と社会経済活動の両立に資する全般的な対応方針と社会経済活動の維持・継続に支障が生じている濃厚接触者に対する対応の在り方を含めた具体的対策を早期に提示すること。

また、感染の拡大期、ピーク期、収束期など、今後の感染動向を想定し、まん延防止等重点措置を再適用する基準を示すとともに、都道府県知事が判断するレベル分類について、第6波以降の状況を踏まえた新たな基準を示し、特措法上の措置との関係を明確にすること。

さらに、緊急事態措置やまん延防止等重点措置における具体的な対策については、従来の対策を行うか否かにかかわらず、学校、幼稚園、保育所等の教育・保育関連施設や高齢者施設、医療機関等におけるクラスターの発生など、オミクロン株による感染の特徴を踏まえ、具体的かつ多様な感染抑制対策について、各都道府県知事が地域の実情に応じて効果的・効率的に選択できるよう、特措法の規定を踏まえて、基本的対処方針を改定するとともに、引き続き、必要となる感染防止対策等に対する支援の充実を図ること。

併せて、全数把握の全国一律の見直し後やまん延防止等重点措置の適用に至らない場合であっても、各自治体が地域の実情に応じて十分な感染対策を柔軟かつ機動的に講じられるよう、各自治体が行う感染対策に関する取組に対し、財政措置を含めて強力な支援を行う仕組みを整えること。

なお、感染の再拡大を防ぐためには、迅速な対策を講じる必要があることから、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置は、感染状況に即応して発出できるよう、国会報告等も含めた手続きの簡素化を図り、レベルにとらわれず、知事の要請に応じて機動的に発出すること。

加えて、各業界で定めている「業種別ガイドライン」については、これまでに蓄積してきた専門家組織の知見に基づき、速やかに見直しを行うよう各業界に対して働き掛けるとともに、適切な支援を行うこと。

(3) 基本的な感染対策の再徹底

全国的に新規感染者数が増加している中、行政による行動制限によらない国民や事業者による自主的な予防行動が重要であることから、ワクチン接種者を含め、3密の回避や会話時のマスクの着用、手指消毒、体調管理、換気など基本的な感染対策の再徹底を、これまでに得た様々なエビデンスに基づき、国民に分かりやすい言葉で強く呼び掛けること。

特に、BA.5系統等については、換気が不十分であったことにより感染が拡大した事例がみられることから、当該変異株の特性に応じた換気のあり方について科学的知見に基づき分析し、 국민に周知すること。

また、オミクロン株は、従来株より重症化率が低い点が強調されているが、BA.5系統等により感染者数が急増していることから、重症化や後遺症など感染時のリスクを国民に正しく認識してもらえるよう、国として情報発信を継続すること。

さらに、夏休み明けの学校再開や秋の行楽シーズンにおける旅行などで人ととの接触の機会が増えることから、国と地方、専門家等が協力し、ワンボイスで基本的感染防止対策の再徹底を分かりやすく丁寧に呼び掛けること。その際には、子どもには大人が声をかけるなど、誰から誰へ伝えるかも考えた上で、短いフレーズで発信すること。

加えて、今後、全数把握の見直しにより、健康観察の対象とならない感染者が増加することから、感染した場合の対応方法として、あらかじめ、常備薬を配置するなどセルフメディケーションの考え方や、従前から災害への備えとして各家庭にお願いしている3日間程度の水や食糧、日用品等の生活物資の備蓄といったセルフケアについて、国民に対し、広く呼び掛けること。

(4) 検査試薬及び検査キットの供給体制の確保

感染再拡大を防止するため、必要な検査が確実に実施できるよう、検査に要する資器材の需給を的確に把握しながら、早急に診療及び各種検査に必要となる検査試薬や検査キット等の供給改善を図るとともに、隨時、国民や地方に対して情

報提供を行うこと。

また、都道府県に対して配布される抗原定性検査キットについては、外来医療のひっ迫への対応だけでなく、医療機関における検査キットの供給・流通不足への対応を目的として活用することもできるよう、地域の実情に応じた柔軟な取扱いとすること。

さらに、検査キットの配布は、国からの要請に基づく体制整備の一環として地方が実施するものであることから、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とすること。

(5) 無料ＰＣＲ等検査の拡充

「感染拡大傾向時の一般検査事業」については、地方創生臨時交付金「検査促進枠」により国が全額措置するとともに、感染状況が「レベル2未満の状況」であっても、知事の判断で実施可能とし、また旅行やイベント参加、出張などで来訪した他の都道府県在住者も無料検査の対象とするなど、一般検査事業の対象者を拡充すること。

さらに、検査事業者への支援の仕組みを確立し、無料検査を行うことができる調剤薬局を確保することが困難な地域においては、一定の要件の下で医薬品の店舗販売業でも検査を実施できるようにするなど、柔軟な取扱いとすること。

加えて、無料検査事業の延長等により、検査体制の整備等に要する費用が増加し、検査体制を維持することが難しくなることから、不足が見込まれる額については財政的支援を行うこと。

また、感染拡大防止には検査の正確性が重要であることから、イベントを含め、PCR検査を確実に実施できるよう支援すること。

なお、「検査促進枠」の取扱いの変更に当たり、主に特定大型拠点における補助費用上限が引き下げられたが、自治体が直接運営する検査拠点においても影響が生じていることから、特に、不適当な取り扱いを行うことのない自治体実施分は引き下げの対象外とするなど、適正実施する事業者に影響が生じないよう取り扱いを見直すこと。

併せて、高齢者施設等を対象としたPCR集中検査や抗原検査キット調達の経費については全額国庫負担金の対象とするとともに、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用として施設等が行う自費検査費用をサービス提供体制確保事業費の補助対象に含めること。

さらに、本年9月末までとされている施設内療養に係る一人一万円の追加補助の期限を延長すること。

(6) 水際対策

我が国における水際対策の更なる緩和など国際的な往来の本格的な再開に当たり、入国者に対する基本的な感染防止対策の遵守方法や陽性判明時等の緊急時の対応を見直す際は、入国時に多言語で分かりやすく情報発信及び啓発を行うとともに、旅行業者や宿泊事業者等が留意すべき点等をまとめたガイドラインについて、国の責任において事業者に確実に遵守させること。

また、海外における変異株等の発生状況や特性についての監視・研究体制を強化し、科学的知見の速やかな収集・分析を行い、発生状況等に応じて検疫体制を迅速に強化すること。

(7) 季節性インフルエンザとの同時流行対策

日本では過去2シーズン季節性インフルエンザが流行しておらず、2歳以下のインフルエンザワクチン未接種者等、免疫を持たない方が増えているとみられる中、オーストラリアでは例年より早く季節性インフルエンザが流行しており、国内でも例年より早い時期の流行が懸念される。

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行も想定され、医療ひつ迫につながる恐れがあることから、インフルエンザワクチンを早期に確保・供給するとともに、医療従事者や乳幼児、基礎疾患のある方等への優先的接種など、対応方針を早急に示すこと。

また、新型コロナウイルス感染症もインフルエンザも検査を行わない休日夜間急患センターが一部にあることを踏まえ、検査を再開するための施設環境の整備への支援を行うなど、感染症の同時流行を想定した医療提供体制や検査体制の在り方を検討するとともに、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザを同時に検出できる抗原検査キットを十分に確保し、供給できる体制を早期に整えること。

2. ワクチン接種の円滑な実施について

(1) 3回目・4回目接種の取組

9月中にもオミクロン株対応ワクチンの接種が始まることが想定される中、3回目・4回目接種の接種控えが起きる可能性がある。一方、国立感染症研究所の研究によると、3回目接種は BA.5 に対しても相当程度の発症予防効果が見込まれることが明らかとなった。第7波の収束に向けて、国としてこのようなエビデンスに基づいた接種方針を明確に示し、改めて国民に向けた強力なアナウンスを行うこと。

また、4回目接種の接種対象者について、社会経済活動を維持するためにも、医療従事者の家族やエッセンシャルワーカーをはじめ、接種を希望される方の対象追加及び、3回目接種からの接種間隔の弾力的運用を検討するとともに、検討段階から自治体へ情報提供を行い、準備期間を確保すること。その際、オミクロン株対応ワクチンの接種開始にあたり、現場が混乱することのないよう、従来株ワクチンとの切り替え時期や住み分けについても早急に整理すること。

併せて、現在4回目接種に使用できるのはファイザー社及びモデルナ社ワクチンのみとなっているが、最新の知見も踏まえてノババックス社ワクチンなども使用できるよう検討すること。

(2) オミクロン株対応ワクチンの接種準備

オミクロン株対応ワクチンの接種については、10月半ば以降の実施に向けて、初回接種者全員を対象と想定した準備を始めるよう指示があった。一方、9月中の接種開始を検討との報道がされるとともに、接種対象者や接種間隔等については、引き続き分科会で審議されることになっている。

しかし、実務上、接種対象者や接種間隔、ワクチンの供給量・スケジュール等が決まらないと、自治体は接種券発送や医療従事者、会場の確保等を進めることができ難である。地方の現場と十分に協議し、できるだけ早期の実施に向けて、接種方針を早急に決定し、事前の情報提供による準備期間を確保することで、混乱が生じないよう必要な対応を取ること。

また、3回目・4回目接種の接種率が上がらない中で、オミクロン株対応ワクチンについても接種控えが懸念される。接種の推進に向けて、国が責任をもって科学的なエビデンスに基づいた接種の安全性、効果等について国民に対して丁寧に説明すること。

併せて、接種率の向上に向けて、ワクチンについては、国民のニーズの高いファイザー社ワクチンを中心に必要量を確保・供給すること。加えて、モデルナ社ワクチンの優位性などを示し、国民がモデルナ社ワクチンを避けることにならないよう広く情報提供すること。

(3) 12歳未満の子供への接種

5歳から11歳の子供については、9月上旬から接種の努力義務を課すとともに3回目接種を実施する方針が示されたが、接種を進めるためには改めて接種の必要性に係る理解促進が必要であり、国として科学的根拠を踏まえて、分かりやすいメッセージを強く打ち出すこと。

併せて、7月に薬事申請がなされた6ヶ月から4歳の子供への接種方針について、自治体に対し、検討状況に係る事前の情報提供を行い、準備期間を確保すること。

また、かかり増し経費に対する財政措置として、全国統一的に接種費負担金の加算措置を講じる等、適正な措置を確実に講じること。

小児の接種には保護者の付き添いが必要であり、企業等に協力を求めるなど、引き続き、国として休暇を取得しやすい環境づくりに努めること。

(4) その他

今月末に迫った特例臨時接種の実施期間の延長について、早急に正式決定を行うとともに、来年度予算編成作業に必要となるワクチン接種の中長期的な方針を早期に示すこと。

ワクチンの配送時点で有効期限を明示するなど、地方自治体が計画的に接種に用いることができるよう十分に配慮すること。また、国の主導により都道府県域を越えた調整や職域接種会場と地方自治体の交換など、ワクチンを柔軟に融通できる仕組みを構築すること。さらに、有効期限の短いワクチンについては、早期の使用が見込まれる諸外国に提供するなど有効活用を図ること。

また、ワクチンの副反応を疑う症状への対応については、一部を除き、関係医療機関を非公表として協力を得て実施してきた。国として医療機関の公表に向けた調整を地方自治体に求めているが、公表によって関係医療機関に問い合わせが集中し、業務ひっ迫が懸念される。まずは、国として統一的な相談窓口や専門医療機関を設け、「遷延する症状」に対する治療方法の研究を行うなど、全国どこでも同じ水準の診療を受けられる環境整備を行うこと。

ワクチン接種後に死亡された方への救済にあたっては、因果関係の判断等に時間を使っている。遺族の方の生活支援等のためにも迅速に手続を進めるとともに、見舞金の給付等の幅広い方策を検討すること。

さらに、これまでの接種と同様にワクチン接種のための人材確保が課題となるため、へき地以外の地域においてもへき地と同様に看護師及び准看護師の労働者派遣を可能とする特例措置の期間延長を検討すること。

3. 保健・医療体制の強化について

(1) 保健所機能の強化

感染拡大の防止には、早期検査、早期治療や積極的疫学調査の徹底など保健所機能を維持することが重要である。急速な感染拡大により、健康観察、入院調整、検体採取など保健所の負担が増加した場合においても保健所が機能不全に陥らずに、地域の実情に応じて必要な保健所機能を維持及び発揮できるよう、国として、保健師をはじめ必要な人員や施設・設備を確保するための財源措置など、強化に対する支援を行うとともに、保健師の積極的な派遣や IHEAT の拡充等による広域的な人材派遣調整、DX の推進、各種報告事務の負担軽減等を通じて、より効率的・効果的に実務を運用できるよう改善を図ること。

また、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム（HER-SYS）の安定的な運用や操作方法等の改善、医療機関による入力促進を図るとともに、医療機関の電子カルテシステム等と連動した感染者情報の把握・管理が可能なシステムを構築し、各種報告事務の合理化を促進すること。

さらに、次期感染症サーベイランスシステムへの切替えについては混乱のないように行うこと。

（2）自宅療養者等への対応

感染急拡大時においては、早期診断・早期治療の徹底と自宅における確実な経過観察が重要であることから、外来での適切な治療と薬の処方など早期治療の方法を示すとともに、医療機関や薬局への委託を含め、都道府県が行う体制整備を積極的に支援すること。また、より多くの医療機関等が自宅療養者等の診療や健康観察などに携われるよう、医師会等に対し、体制の構築に係る協力要請を継続的に行うこと。

また、健康観察や食事の提供等の生活支援に当たって、都道府県と市区町村が連携しやすくするため、災害対策基本法における要配慮者名簿の提供のように、特措法に自宅療養者の個人情報の保護及び提供の根拠を定めること。

さらに、高齢者の療養に関して、疾病やA D Lの状況等を踏まえ、地域医療とも連携した適切な医療・看護が受けられるよう、国として明確な方針を示すこと。

（3）感染者・濃厚接触者の療養期間等の見直し

感染者や濃厚接触者の療養期間・待機期間等については、対象者の急増によって社会機能の維持・継続に支障を及ぼしていることから、エビデンスに基づき、更なる短縮等を検討するとともに、ワクチンの最終接種から一定期間内の場合は対象から外すなど、濃厚接触者の範囲についても見直しを検討すること。

また、見直しの際には、エビデンスを明示し、住民や事業者等が安心できるよう配慮すること。

なお、療養者が職場復帰する際に陰性証明等を求める事例が見られるが、本来不要であることから、国において、経済団体等を通じて強力に周知すること。

（4）新たな変異株の特徴等に即した医療提供体制の構築等

オミクロン株については、若い方や基礎疾患のない方の重症化の可能性が低いことが分かってきた中で、重症化リスクが高いとされる高齢者への感染が広がっており、限られた医療資源をリスクに応じて重点的に活用していく必要があることから、変異株の特徴や感染者の症状等に即した的確な療養方法等について早急

に方針を示すとともに、入院・外来の診療体制等を見直すこと。

また、診療所を含め、季節性インフルエンザ等の発熱患者の診察を実施していた医療機関において、新型コロナウイルス感染症の疑い患者に対しても、診療・検査はもとより、初期治療を担うことができるよう、科学的知見を踏まえた持続可能な感染防御策や治療の手引き等を周知徹底するとともに、関係医療団体に対し、強く協力を要請し、必要な財政的支援を行うこと。

(5) 感染患者の受入れに対する財政支援の強化等

診療・検査医療機関や感染患者の受入れ医療機関の体制確保のため、都道府県が医療機関に交付する協力金を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とし、都道府県が一括して取り扱えるようにすること。

また、病床確保について、これまでに確保した全ての病床（コロナ病床確保のため、やむを得ず休床した全ての病床を含む）に対して継続して空床補償ができるよう、重点医療機関の要件を満たさない一般医療機関の病床確保料の補助単価増を含め、引き続き、緊急包括支援交付金において地方が必要とする額を確保するなど、十分な財政支援を行うこと。

さらに、回復期の患者を受け入れる後方支援病床の確実な確保のため、感染患者を受け入れる病床と同様の空床補償制度の創設や、重点医療機関及び入院協力医療機関以外の病院等の入院患者が院内感染した場合に入院を継続するケースもあるため、当該病院等に対する感染拡大防止対策に必要な設備整備費用支援制度の創設など、緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠等を行うこと。

加えて、緊急包括支援交付金の令和4年10月以降の措置について早急に延長を決定すること。

また、妊産婦や透析患者などの基礎疾患を持つ濃厚接触者が、かかりつけの医療機関を受診できるよう、診療前の検査や感染防止に係る設備整備等に対する支援を行うこと。

なお、感染拡大により急増している介護施設等にかかるサービス提供体制確保事業については、地方消費税の増税分を財源として地方も一部負担している地域医療介護総合確保基金を充てているが、社会保障の充実とは性格を異にするコロナ対策に要する経費であるため、医療機関への支援と同様に全額国において負担すること。

(6) 感染患者受入れ医療機関等の安定経営に向けた財政支援

医療機関名等を公表した診療・検査医療機関が、新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診療した場合の診療報酬の加算措置については令和4年9月末まで

延長されたが、通年の診療・検査体制を確保するために必要な診療報酬であり、引き続き、診療報酬の加算措置を行うこと。

また、令和4年度診療報酬改定において見直された「感染対策向上加算」は、感染症に係る重点医療機関、協力医療機関のいずれにも該当しない感染患者受入れ医療機関についても、加算の対象とすること。

さらに、深刻な病床ひっ迫時にも対応していくため、都道府県知事の意見を踏まえながら、災害時の概算払いを参考に、感染拡大前の水準での診療報酬支払い制度を速やかに実現すること。

(7) ワクチン・治療薬の確保等

感染を抑制し、社会経済活動を維持するためには、ウイルスの変異等による特性の変化にも対応したワクチンの接種や治療薬の普及が重要となることから、国産ワクチンや治療薬について、速やかな製造・販売が可能となるよう、重点的な開発支援等を行うとともに、承認手続の迅速化を図ること。

また、治療薬、その他の医療用物資等について、国の責任においてサプライチェーンを把握し、戦略的に十分な量を確保した上で、流通の改善等を図り、医療機関・薬局等に備蓄分も含めて適切に配分できるよう安定供給体制を構築すること。

さらに、現行の登録制度の廃止も含め、医療機関が抗インフルエンザ薬と同様に簡便に経口治療薬を処方できる体制を検討すること。

併せて、これまでの知見も踏まえ、治療薬を投与できる対象範囲の拡大を検討すること。

(8) 後遺症の治療法の研究・開発等

新型コロナウイルス感染症の後遺症については、国において治療法の研究開発を進めるとともに、治療や相談支援等の体制整備を行うこと。

(9) 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の葬儀、火葬等

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の葬儀、火葬等について、死の尊厳に基づき適切な運用がされるよう、納体袋の必要性等、最新の知見を踏まえて再検討し、ガイドラインの改訂を行うこと。

4. 感染症対策と社会経済活動の両立に向けた支援について

(1) 事業者・生活困窮者等への支援

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰等により、全国で幅広い業種の事業者や生活困窮者等がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、消費喚起策や資金繰り支援、雇用維持・確保対策など、国の責任において、実情に十分に配慮した幅広く手厚い、大胆な経済支援・生活支援策を講じ、早期に執行すること。

とりわけ、国が定める公的価格等により経営を行う医療機関や福祉施設等については、食材費や光熱水費の高騰等により、大きな影響が生じており、国の一元的な対応が求められることから、全事業者に対して公平に財源を措置するほか、国において全国一律の助成を行うなど、地方創生臨時交付金以外の制度の創設も含め検討すること。

(2) 対策経費の全面的支援と地方創生臨時交付金の弾力的運用・拡充

地方自治体や医療機関・高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費については、国の責任において全面的に支援すること。

地方創生臨時交付金については、現在、国において物価高騰対応により重点的・効果的に活用される仕組みへの見直しが検討されているところであるが、都道府県が地域の実情に応じて実施する事業を幅広く対象とともに、繰越や基金積立の容認など弾力的かつ機動的な運用を可能とする制度に見直すこと。

また、感染症対策と社会経済活動を両立させるため、行動制限や施設の使用制限等の要請に伴う協力金や医療提供体制の整備費用、さらには原油価格・物価高騰への対応も含めた地域経済の回復に向けた都道府県独自の取組など、必要な対策を迅速に講じることができるよう、今後の感染状況や経済状況等を踏まえつつ、新たな変異株による感染急拡大なども見据え、留保されている交付金2,000億円の早期配分や地方単独事業分・コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の増額など更なる財源措置を講じること。

なお、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の算定については、まん延防止等重点措置の適用状況や3回目ワクチン接種率など、原油価格・物価高騰に関係のない指標を見直すとともに、燃料価格高騰の影響を受ける公立学校や警察署、庁舎等の自治体直営施設の光熱費（高騰相当分）に対しても充当できるよう使途を拡充すること。

(3) 観光産業への支援

全国旅行支援については、全国の都道府県が秋の行楽シーズンの旅行需要を確実に取り込めるよう、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、開始時期を検討するとともに、現場が混乱しないよう実施方針を可能な限り早期に提示すること。

また、全国旅行支援に伴う地域限定クーポン券の付与額については、地域における観光需要が落ち込まないよう、平日は3,000円としつつも休日については、県民割支援で上限としている2,000円を維持すること。

さらに、県民割支援については、対象となる都道府県の設定を柔軟にすること。

なお、これまでの県民割支援については、短期間の延長が繰り返されてきたことから、今後の全国旅行支援をはじめとする地域観光事業支援の実施に当たっては、観光事業者及び旅行者が見通しをもって事業計画や旅行計画を立てができるよう、秋以降の観光需要が落ち込む時期も含めた長期的な期間と予算を確保するとともに、事前検査を厳格化することにより、国の感染レベル3においても制度を継続する方法を模索すること。

加えて、入国者数の上限引上げ等の水際対策の緩和を踏まえ、感染症対策を講じながら、ビザの免除を含めたインバウンドに対する支援を行うこと。

5. 次の感染症危機に備えるための対応について

(1) 司令塔機能における地方の意見の反映

新型コロナウイルス感染症では、地域によって感染状況が異なり、それぞれの地方の実情に応じた感染症対策を講じることの重要性が認識された。

このため、感染症対策の司令塔機能を担う内閣感染症危機管理庁の設置や、科学的知見の基盤・拠点となる日本版CDCの創設に当たっては、諸外国のデータ等を分析し、科学的な知見に基づいた的確な指示ができる体制を構築するほか、地域ごとの感染状況や医療体制等を踏まえた企画、調整、分析、検証等がなされるよう、地方の情報や意見を速やかに反映できる仕組みを導入するとともに、トップ同士や実務者レベルでの情報共有など、国と地方が効果的・効率的に連携できる具体的な方策を早急に検討すること。

(2) 感染状況に即応した情報・対策の発信

感染拡大を防止するためには、ウイルス等の特性を踏まえた早期の対応が重要であることから、日本版CDCを含め、専門家組織においては、感染の状況に応

じて、科学的知見に基づく分析、検証を即時に実施し、第三者的な立場から感染抑制に有用な客観的で定量的な情報や、エビデンスに基づき優先順位を明確にした対策をリアルタイムに発信するとともに、情報発信に当たっては、専門家と政府の一元的な体制を構築し、国民の混乱を招かないよう方針を明確に伝えること。

また、地方の専門家組織等と連携を図るとともに、人材面や財政面での支援を積極的に行うこと。

(3) 初動対応と特措法に基づく措置の実効性の向上

感染の初期段階から、より迅速に、より効果的に対策を講ずるためには、国のリーダーシップの下、都道府県が一元的に感染症対策を展開していくことが重要であることから、司令塔機能を強化しながら、対策の実施に当たっては現場主義に基づき、都道府県に権限や財源を与え、迅速かつ幅広な対応が可能となる仕組みを構築すること。

政府対策本部長が行う都道府県知事等への指示を政府対策本部設置時から行い得るようにすることの検討に当たっては、必要な場面で当該権限が的確に行使されるよう、具体的な適用場面や要件などを設定・明示すべきであり、地方と十分協議の上、制度設計を行い、その意見を反映すること。

また、まん延防止等重点措置や緊急事態措置、法令・諸制度の検討に当たっては、これまでの対策の効果を検証、分析した上で、専門家の知見や関係団体、地方自治体の意見等も踏まえながら、ウイルス等の特性や感染状況等に応じた全般的な対応方針やまん延防止等重点措置等の適用基準を速やかに明確化とともに、エビデンスに基づき、各都道府県知事が地域の実情を踏まえて、具体的かつ多様な対策を効果的・効率的に選択できるようにすること。また、実効性の高い措置が可能となるよう、法制度を強化するとともに、重点措置適用を選択しないことや財政力の不足によって必要な対策が講じられないということのないよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。

(4) 検査体制の強化

都道府県、保健所設置市・特別区が試験検査・調査研究等をするために必要な地方衛生研究所等の体制整備を行うに当たっては、感染症がどの地域で発生しても高い水準で公衆衛生上の対応を図ることができるよう、民間検査機関も含めた今後の検査体制に関する方針を明確に示し、変異株の検査等を含めたサーベイランス体制の充実強化に向け、国として必要な人的・物的・技術的支援を行うこと。

感染初期の段階から検査を円滑に実施し、ウイルス等の特性に応じた対策を講じることが重要であることから、ウイルス等を検出できる検査手法を即時に確立

し、地方衛生研究所等で広く実施できる体制を整備するとともに、地方の判断で、検査の対象範囲なども含め柔軟に実施できるよう財政支援を含む必要な支援を行うこと。

また、感染拡大期にも、必要な検査が確実に実施できるよう、検査に要する資器材の需給を的確に把握しながら、診療及び各種検査に必要となる検査試薬や検査キット等の安定的な供給を図ること。

なお、検査に係る診療報酬については、地方の検査に係るコストに見合った適切な診療報酬体系に見直すこと。

さらに、全ての医療機関において感染症が疑われる発熱患者の外来診療・検査に対応できるよう体制構築を進めること。

(5) 医療提供体制確保のための財政措置等

平時において都道府県と医療機関との間で新興感染症等に対応する病床等を提供する協定を結ぶ「全体像」の仕組みを法定化し、感染症危機発生時には協定に従い医療を提供するとされているが、感染患者受入れ医療機関や診療・検査医療機関、宿泊療養施設、入院待機施設、後方支援医療機関、薬局など、感染拡大時における医療提供体制を確実に確保するためには、空床補償や減収補償、感染症の拡大期にも確実に医療を提供するための医療機関における環境整備や人材配置への支援、診療報酬の加算措置など、医療機関等の安定経営に向けた財政支援が必要であることから、体制整備に当たっては、国の責任において十分な財政支援を行うこと。また実効性を担保するための措置について、医療関係者や自治体と丁寧に調整し、具体的な検討を進めること。

また、医療資源を有効活用し、症状やリスク等に応じた適切な医療を確実に提供するための医療提供体制の在り方について、国としての明確な方針を示すとともに、新興感染症の流行時において、一般医療を圧迫することなく 感染症患者の受入病床を確保するため、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた基準病床数及び必要病床数の加算を可能とすることや、新型コロナ確保病床は二次医療圏単位では完結しないことから、圏域を超えた高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床整備を可能とするため、算定した病床数の範囲内で都道府県知事の裁量により、一定数を特定の二次医療圏に配分可能な枠とできるようにするなど、感染症対応を想定した弾力的な病床制度とすること。

なお、国立病院機構、地域医療機能推進機構など、国所管の公的病院においては、感染患者を積極的に受け入れること。

(6) 医療人材等の確保

感染拡大時に病床等を確保するためには、病床を稼働させる医師や看護師等の医療人材の確保が重要であるため、地域医療に影響を及ぼすことのないよう現場に配慮した上で、国として、医療人材を確保し、感染拡大時に臨時の医療施設等に派遣するなど広域的な対応を図ること。

なお、DMAT の派遣・活動は有効であるが、基本的には災害対応の派遣医療チームであることから、感染症に対応できる医師・看護師など専門人材の確保・育成を推進するなど、チームを拡充すること。また、公衆衛生医師の計画的な育成を進めること。

さらに、新型コロナウイルス感染症において高齢者施設等でクラスターが多発したことを踏まえ、これらの施設に従事する職員の感染対応力の向上を図るとともに、感染症対策の責任者を設置した場合に報酬の加算を行うなど、インセンティブ制度を創設し、対応を促進することを検討すること。

(7) 都道府県と保健所設置市・区との連携強化

生活圏域・社会経済圏域での一体的な感染症対策を展開するため、都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化は不可欠であり、平時からの協議会設置や有事の指示権等の創設は重要であることから、これらが地域の実情に応じて実効性ある形で運用されるよう制度設計に当たっては、地方と十分協議し、その意見を反映すること。

(8) 自治体と緊密に連携したワクチン接種方針の決定等

新型コロナウイルス感染症では、ワクチン接種について、現場となる地方の現状や、実務上の課題が十分伝わらないまま議論が進められ、唐突な形での指示や短期間で二転三転する指示に現場は大変混乱した。

ワクチンの接種方針を決定又は変更するに当たっては、検討段階から自治体に情報提供を行うとともに、現場との対話により、財政面も含め、円滑な接種の実現や実務上の課題解消に努めること。

(9) 医療DXの推進

今般の感染症対策により進んだ医療におけるデジタル化の流れを更に加速化させるため、ソフト・ハード両面からの財政支援を実施すること。

また、医療DXの推進に当たっては、医療情報への不正アクセス防止のため、ハード面におけるセキュリティ対策に加え、日本医師会発行の万全のセキュリテ

イ対策が施された医師資格証を活用して、適切に有資格者の認証を行うことができる仕組みを関係者と連携の上構築すること。

令和4年9月1日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	鳥取県知事	平井 伸治
本部長代行・副本部長	福島県知事	内堀 雅雄
副本部長	京都府知事	西脇 隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩 祐治
ワクチンチームリーダー	高知県知事	濱田 省司
幹事長	福井県知事	杉本 達治
本部員	4 1 都道府県知事	

BA.5による感染拡大の早期抑制に向けて 基本的な感染対策の徹底をお願いします！

全国的に新型コロナウイルス BA.5 系統による爆発的感染拡大が長期化し、新規感染者数が高止まりしていることから、各地で医療・保健の現場がひっ迫し、その影響は深刻化しております。

国民の皆様におかれましては、暮らしと健康を守るため、引き続き、基本的な感染対策の徹底をお願いします。

- 熱中症には十分注意した上で、近距離での会話など、場面に応じてマスクを正しく着用するとともに、手洗い、手指消毒、三密回避、定期的な換気といった基本的な感染対策を徹底しましょう。特に、小さいお子様には大人が声を掛けるようにしましょう。
- 秋の行楽シーズンを迎えるに当たって、基本的な感染対策を再徹底するとともに、混雑を避け、時期を分散し、感染リスクの高い行動を控えるなど、「うつさない」、「うつらない」行動を心掛けましょう。旅行、イベントへの参加の際には、事前のワクチン接種や検査を積極的に活用し、感染リスクを減らしましょう。
- 飲食時は感染リスクが高まります。外食は、都道府県の認証店など感染対策を講じたお店をご利用いただき、会話をする際はマスクを着用するなど、友人など親しい間柄であっても感染対策を徹底しましょう。
- 発症や重症化を防ぐ効果を持続させるため、年齢等に応じたワクチン接種をご検討ください。特に、オミクロン株対応ワクチンの接種開始を待つことなく、早めの接種をお願いします。若い世代の皆様も自分自身と大切な人の健康を守るために接種をお願いします。
- 発熱・咳など少しでも症状がある時は、外出・移動を控えるとともに、体調に不安がある場合は、各地域の受診・相談センター等に相談の上、医療機関を受診してください。特に、症状の重い場合や基礎疾患をお持ちの方は早めの受診が重要です。

令和4年9月1日

全 国 知 事 会

くらしの安心確立に向けた提言

国においては「物価・賃金・生活総合対策本部」が設置され、ロシアのウクライナ侵攻等に伴う物価高騰に対応するため、農産物の生産コスト上昇を抑える肥料の購入支援金、電気料金の負担軽減を図る節電プログラム等、地域の生活・産業の厳しい実情を踏まえた対策に早速に着手頂いている。

あわせて、岸田総理からは、輸入小麦価格の抑制対策やガソリン等の燃料油価格の負担軽減等とともに、地域の実情に応じたきめ細かな支援を展開するため、地方創生臨時交付金の更なる増額等を指示された。全国知事会の要望に応えるものとして心から感謝申し上げる。

全国知事会としても、昨今の円安の進行や、新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵攻等に伴う物価高騰等の影響など重なる危機を突破し、疲弊している地域の生活・経済を守るべく、国と一体となって全力で取り組んでいく決意である。

長期化が見込まれる原油やエネルギー価格等の物価高騰に対しては、全国的な課題であり、まずは、国の一元的な対応が必要であることから、機動的な予備費の活用や大型補正予算の編成等を通じ、住民生活・地域経済活動の更なる支援のため、国と地方が総力を挙げて取り組むことができるよう、以下の項目について大胆かつ強力な対策を講じて頂くことを強く求める。

1. エネルギー及び原材料・資材価格の高騰対策の拡充

円安の進行に加え、原油をはじめとするエネルギー価格や半導体、農林水産物等の様々な原材料・資材価格の高騰は、国民生活や社会経済活動に幅広く多大な影響を及ぼしていることから、こうした影響への緩和対策について、燃料油価格激変緩和対策事業の延長等の「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」の拡充を含め、全国一律で、更に強力な経済対策を講じること。

また、電気料金の高騰は、国民生活をはじめ、公共施設等の運営、各種事業の経営等の圧迫に直結することから、国として実質的な電気代の負担軽減等の対策を講ずること。

2. エネルギーや重要物資の確実かつ安定的な確保・供給

我が国は、多くのエネルギー源や半導体、食料等の重要物資を海外からの輸入に依存しているが、地域経済を回復させるためには、これらの安定的な確保・供給が不可欠であることから、当面の調達に努めるとともに、食料自給率の向上も含め、将来に向けて海外への依存を低減する体制を構築するなど、国として万全の対策を講じること。

また、輸入に頼る食料や肥料、飼料等について、価格の安定化に向けた仕組みの構築や安定的に調達できる体制づくり等、必要な対策を講じること。

3. 飲食事業者、農林漁業者等への支援

農産物や水産物等の食品原材料の価格高騰等により、飲食事業者に大きな影響が生じていることから、GoToイート事業の再実施等による飲食業の需要喚起を図ること。

また、肥料、飼料、燃料油の価格高騰等により、農林漁業者に大きな影響が生じていることから、国産農林水産物の消費に対する理解の促進を図るとともに、経営安定化を図るためにセーフティネットの大幅な拡充や国が一律かつ十分に飼料や燃料油等の価格高騰対策を講じるなど、農林漁業者等への支援策の一層の拡充を図ること。

4. 社会福祉施設・医療機関等への支援

食事提供に必要な食材費や光熱水費の高騰等により、国が定める公的価格等により経営を行う社会福祉施設や医療機関等に大きな影響が生じ、厳しい経営を強いられていることから、患者・利用者等に安心・安全で質の高いサービスや医療の提供、公衆衛生の維持ができるよう、臨時的な公的価格の改定等の対策を早急に講じ、全事業者に対して公平に財源を措置するほか、国において全国一律の助成を行うなど、地方創生臨時交付金以外の制度の創設も含め、一層の拡充を図ること。

5. 中小企業の事業支援

全国で幅広い事業者がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、中小企業の資金繰り支援の継続・強化や収益力改善・事業再生・再チャレンジを総合的に支援する「中小企業活性化パッケージ」を強力に推進するとともに、「事業復活支援金」と同様の支援策を創設するなど、事業継続や事業再構築等に対する支援策の一層の拡充を図ること。

6. 地域経済活動への支援

地域経済の成長の果実が十分に住民へ分配されるためには、地域の中小企業等が賃上げの原資を確保できるようにすることが必要である点を踏まえ、成長分野への積極投資や生産性向上の支援のほか、価格転嫁の円滑化等による取引適正化等を進め、地域の企業の自発的な賃上げを可能とする環境整備を推進すること。

また、原油・物価高騰が長期化する可能性も見据え、地域経済がこの変化を乗り越える力を付けることが肝要であることから、エネルギー転換等の事業構造の転換に係る取組に対し、強力な支援を行うこと。

7. 原油・物価高騰の影響を受けやすい生活困窮者への支援

生活が困難な方を支える生活福祉資金の特例貸付について、令和5年1月からの貸付金の返済開始に先立って、生活再建を最優先に考えた償還免除要件の見直しを行うとともに、償還猶予制度の積極的な活用を推進すること。

また、生活が困難な方への償還期間中の相談対応や支援の中心となる自立相談支援機関の就労・家計改善支援機能の強化に対する財政支援を継続すること。

8. コロナ禍における原油・物価高騰に対応する地方の取組への支援

かつてない感染力を有するBA.5系統等の猛威に加え、長引く物価高騰等が経済に影を落とす中、地方において、国が打ち出す対策を補いつつ、生活者支援、事業者支援等の地域の実情に合った効果的で細かな施策や省エネルギー・再生可能エネルギーの利活用促進等の効果が中長期に期待できる支援が、より一層、早急に求められている。

このため、必要な地方創生臨時交付金の増額や留保分の早期配分、交付要件・繰越要件の緩和等の措置を速やかに講じること。また、地方創生臨時交付金の重点化などの見直しを行う場合には、現場を担う地方側の意見を十分に踏まえた上で制度設計を行うこと。

令和4年8月18日

全国知事会 くらしの安心確立調整本部			
本部長	鳥取県知事	平井	伸治
本部長代行	岡山県知事	伊原木	隆太
副本部長	宮崎県知事	河野	俊嗣
副本部長	岩手県知事	達増	拓也
副本部長	大分県知事	広瀬	勝貞
副本部長	和歌山県知事	仁坂	吉伸
本部員	41都道府県知事		

関西 第7波を拡大させない徹底宣言

令和4年8月25日

新規陽性者数は、依然高い水準で推移しています。

第7波を乗り越えるためにも、今一度一人ひとりが**基本的な感染対策を徹底**し、**リスクの高い行動を回避**するとともに、**積極的にワクチンを接種**するようお願いします。

基本的な感染対策の徹底

○3密の回避、手洗いや手指消毒、効果的な換気など、**基本的な感染対策の徹底**をお願いします。

エアコンを使用する場合でも、**継続的な換気**をお願いします。

○**マスクは熱中症に十分注意**し、適切に着脱してください。

【マスクが必要な場面】

屋内：会話を行う場合、会話はなくとも人と十分な距離が取れない場合

屋外：人と十分な距離が取れない状態で、会話を行う場合

○発熱、咳、のどの痛みなど少しでも**体調が悪い場合は**、家族を含めて通勤・通学・通園をやめてください。
企業・学校等では、**休みやすい環境整備**をお願いします。

リスクの高い行動の回避

○イベントに参加する際⇒人混みや大声での会話などによる**感染リスクに注意**しましょう。

○飲食店の利用の際⇒出来る限り認証店を選んでいただくとともに、**会話時はマスク着用**をお願いします。

ワクチンの積極的な接種

○若い人が感染した場合でも、重症化や後遺症のリスクがありますので、**早めの3回目接種**をお願いします。

○**高齢者や基礎疾患有する方**は、**3回目接種から5ヶ月経過後、早期の4回目接種**をお願いします。

保健医療機関等の負荷軽減

○医療の逼迫を抑え真に必要とする方に保健・医療サービスを届けられるよう、症状が軽く重症化リスクの低い方は、**相談窓口の利用や自主的な検査など各府県市の対策への協力**をお願いします。

○企業・学校等では、通勤や通学の再開等において、**陰性確認のための検査や各種証明書の提出を求める**よう、ご協力お願いします。



関西広域連合